

平成26年1月16日

事業主 各位
加入員 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

中途脱退者に係る老齢年金給付支給義務の
企業年金連合会への移換停止に関するご連絡

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事務運営につきまして、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日から施行される改正厚生年金保険法により、企業年金連合会（以下『連合会』と略します。）の業務内容が変更されることに伴い、中途脱退者のうち連合会移換者に係る老齢年金給付支給義務の連合会への移換が停止されることとなりました。

連合会から、平成26年3月31日までに当基金から移換手続きを実施した（当基金から連合会へ書類が着信したベース）方まで、支給義務の移換が可能との方針が示されました。

これを受けて、当基金における老齢年金給付支給義務移換の取扱いにつきまして、下記のとおり対応することといたしましたので、予めご案内申し上げます。

つきましては、法律改正に伴う取り扱いの変更でございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 当基金の中途脱退者および連合会移換者の定義（規約第66条）

①中途脱退者

加入員期間20年未満かつ第1種退職年金の支給要件を満たさない資格喪失者

②連合会移換者

加入員期間が10年未満の中途脱退者

2 今後の喪失者で上記1②の連合会移換者に該当する方の、老齢年金給付支給義務の取扱いについて

連合会への移換事務手続きについては、平成25年10月16日付の通知によりお知らせしておりますが、すでに連合会移換者の方の基本部分(国の代行部分)は移換させていただきました。

裏面もご覧ください。

このたびの法律改正に伴い、平成26年3月30日までに当基金に到着(必着)した加入員資格喪失届につきましては、連合会移換者の方を翌日(31日)に自動移換させていただきます。それ以後のお届け分につきましては、3月中の移換手続きが困難ですので、当基金の未裁定待期者(将来当基金から年金を給付する対象者)として記録を管理いたします。なお、退職一時金の取り扱いについては従来と変更ございません。

対象者	老齢年金給付支給義務の取扱い		退職一時金の取扱い
	基金から連合会への移換申出の時期	基金から連合会への資産移換日	
H26年1月喪失者	H26年2月初旬	H26年3月末日	ご本人が当基金に申出された場合のみ、連合会へ移換することが可能です(従来と変更ありません)。
H26年2月喪失者	H26年3月初旬	H26年4月末日	
H26年3月喪失者	H26年3月末日	H26年5月末日	
H26年4月以降	連合会へ移換せず、当基金の未裁定待期者として記録を管理いたします。		

3 ご留意事項

加入員資格喪失届のご提出が遅延している場合には、連合会へ移換することができない場合がございますので、ご留意願います。

4 5年以上加入されている方の加算部分について

通算企業年金として受給することもできますが、事務手数料がかかりますので、退職一時金としてお受け取りいただくことをお勧めいたします。

以 上